

項 目 名	東日本大震災関連の印紙税非課税措置の延長		
税 目	印紙税		
要 望 の 内 容	<p>(1) 要望の措置の内容 東日本大震災の被災者に対し、民間金融機関が貸主となる特別貸付制度に係る金銭消費貸借契約書については、印紙税免除の対象となっているところ（令和8年3月末まで）。引き続き、民間金融機関からの震災関連貸付について印紙税を免除することにより、民間ファイナンスによる復興の後押しを図る。</p> <p>(2) 要望の措置の適用期間 被災地域の復興の十分な後押しを図るため、印紙税の免除措置を延長する。</p>		
		平年度の減収見込額	— 百万円
		（制度自体の減収額）	（ — 百万円）
		（改正増減収額）	（ — 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 東日本大震災の被災者に対し、民間ファイナンスによる後押しを通じて、生活や事業の再建の支援を行うことにより、被災地の復旧・復興を促すこと。</p> <p>(2) 施策の必要性 被災者に対する民間金融機関からの震災関連貸付については、依然ニーズがある状況。 このため、民間ファイナンスによる被災者の復興支援の十分な後押しを図るため、本施策を延長することが必要。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	横断的施策3 業務継続体制の確立と災害・サイバーセキュリティへの対応
		政策の達成目標	東日本大震災の被災者に対し、民間ファイナンスによる後押しを通じて、生活や事業の再建の支援を行うことにより、被災地の復旧・復興を促すこと。
		租税特別措置の適用又は延長期間	5年間延長すること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	東日本大震災の被災者が適用対象。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	被災者に対する民間金融機関からの震災関連貸付に係る印紙税の免除を通じて、被災者の復興支援の更なる後押しが期待されることから、本施策は有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	被災者に対する民間金融機関からの震災関連貸付に係る印紙税の免除を通じて、被災者の復興支援が促されることから、本施策は妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項

租税特別措置の適用実績

○過去5年間の適用実績

【①事業用資金】

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
新規貸付	適用件数(件)	619	525	641	552	632
	貸付金額(百万円)	17,935	17,851	20,659	15,866	20,648
条件変更	適用件数(件)	681	601	621	601	627

※個人事業主・フリーランスに対する貸付を含む。

【②住宅ローン】

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
新規貸付	適用件数(件)	314	274	260	186	126
	貸付金額(百万円)	8,561	8,039	8,233	5,986	4,346
条件変更	適用件数(件)	64	41	61	97	63

【③その他、個人向けローン】

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
新規貸付	適用件数(件)	16	17	5	2	0
	貸付金額(百万円)	66	35	19	17	0
条件変更	適用件数(件)	0	0	0	0	0

【④(①+②+③)合計表】

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
新規貸付	適用件数(件)	949	816	906	740	758
	貸付金額(百万円)	26,562	25,925	28,911	21,869	24,994
条件変更	適用件数(件)	745	642	682	698	690

租特透明化法に基づく適用実態調査結果

—

租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)

本施策は、被災者に対する民間金融機関からの震災関連貸付に係る印紙税の免除を通じて、被災者の復興支援を促す。

前回要望時の達成目標

—

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由

—

これまでの要望経緯

平成24年度要望：本特例措置を新設。
令和3年度要望：適用期限の5年延長（令和8年3月末まで）。